

## 大阪市ファミリーシップ制度（案）について

### 第1 制度概要（証明書に記載する事項）

- 1) 「性的マイノリティ」がその人権を尊重され、自己実現を目指して生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な社会の実現に向けて、当事者からの申出に基づき「パートナーシップ関係」にある旨の宣誓をしたことを証明する。
  - 2) パートナーシップ宣誓者の子等を、日常の生活において相互に協力し合う「ファミリーシップ関係」にある旨の宣誓をしたことを証明する。
- ☆上記を総称し、「ファミリーシップ制度」という。

### 第2 制度の対象者

- 1) 戸籍上の性が同じ人同士のパートナーシップ関係だけでなく、戸籍上の性が異なる「性的マイノリティ」の人同士の関係も制度の対象とする。
- 2) 1) の対象の子等も対象とする。

### 第3 ファミリーシップ関係を証明するに当たっての対象者の要件

#### 1) 第2の1) の要件

- (1) ともに成年者であること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市民又は転入予定者であること。
- (3) ともに配偶者がなく、かつ、当該当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 婚姻をすることができない近親者（養親子等を除く。）同士の関係にないこと。

#### 2) 第2の2) の要件

パートナーシップ関係にあるものの子（養子を含む）等であること。

### 第4 宣誓の方法

#### 1 宣誓の方法

##### 1) 第2の1) の方法（パートナーシップ関係を宣誓する場合）

両当事者が第3の1) の要件を満たしていることなど所定の事項をそれぞれ自書した宣誓書に、次に掲げる書類を添付して提出

- (1) 住所及び独身を証明する書類
- (2) ともに市外居住者であるときは、少なくともいずれか一方が市内転入予定であることを疎明する資料

##### 2) 第2の2) の方法（子等を含めたファミリーシップ関係を届出（宣誓）する場合）

パートナーシップ関係にあるものの子等が15歳以上の者は原則本人が自書した届出書（宣誓書）に、次に掲げる書類を添付して提出

- (1) 第3の2) の要件を満たしていることなどを確認できる書類

## 2 届出書の代筆

対象者が自書することができないときは、本市職員及び当事者の立会いの下での当該当事者以外の者による代筆も可とする。

## 3 本人確認

両当事者には、宣誓書の提出時に運転免許証等の本人確認書類の提示を求める。

## 第5 証明の方法

### 1 受領証の交付

宣誓の証明は、当該宣誓をした当事者に対し、ファミリーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付して行う。

子等を追加する際に、希望する場合は、ファミリーシップ関係にある子等にも、受領証を交付する。

### 2 宣誓書の副本等の交付

受領証のほか、受領印を押印した届出書（第3の要件充足を確認する署名部分を除く）の副本を交付する。対象者が副本ではなくコピーを希望する場合はコピーを交付する。

## 第6 通称の使用

氏名を使用し難い特別の事情があると認めるときは、宣誓書（第3の要件充足を確認する署名部分を除く）及び受領証に氏名に代えて通称を使用できることとする。

## 第7 受領証の再交付

受領証の交付を受けた者が、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、受領証を再交付する。

## 第8 受領証の返還

受領証の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、関係受領証の返還を求めるものとする。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓書に氏名を記載された子等が、満15歳に達した日以降に、受領証から当該子等の氏名を削除するよう申立て、対象者の氏名を削除したカードを交付するとき。
- (4) 第9に該当する場合

※ただし、引き続き受領証を保持することを希望する場合は、この限りでない。

## **第9 宣誓の効果が失われる場合**

- (1) 両当事者が第3の1) (2)及び(3)記載の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 宣誓時に両当事者が第3の1) 記載の要件を満たしていなかったことが判明したとき。
- (3) 第8 (1) (2) (3) の場合で、引き続き受領証を保持する場合

## **第10 対象者のプライバシー保護**

証明に関する事務は設備の整っている大阪市人権啓発・相談センターにおいて行う。  
宣誓時に必要となる配慮事項等についての対象者の意向確認のため事前調整を行う。

## **第11 本市施策の推進に当たっての配慮規定の明記**

本市施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重しファミリーシップ関係にある対象者に十分に配慮するという趣旨の規定を制度要綱に明記する。

## **第12 制度の運用開始期日**

令和4年〇月〇日

ただし、事前調整等は、運用開始日前から随時行う

## **第13 その他**

裏面に子等の氏名欄を追加した様式に変更の上、名称をファミリーシップ宣誓書受領証とし、従前のパートナーシップ宣誓書受領証も有効とする。

受領証は、携帯しやすいカード型にし、裏面に提示を受けた人に理解を求めるメッセージを記載

宣誓書及び受領証には親しみやすい図柄入りのものを数種類作成し、対象者が任意に選択

(注釈)

※当事者：パートナーシップを構成する二人

対象者：パートナーシップを構成する二人及びファミリーシップを構成する子等